

平成16年3月期

## 中間決算短信(連結)

平成15年11月21日

上場会社名 株式会社 滋賀銀行

上場取引所 東・大

コード番号 8366

本店所在都道府県 滋賀県

(URL http://www.shigagin.com)

代表者 役職名 取締役頭取 氏名 高田 紘一

問合せ先責任者 役職名 総合企画部  
主計室長 氏名 今井信一郎

TEL (077) 521-2205

中間決算取締役会開催日 平成15年11月21日

特定取引勘定設置の有無 無

米国会計基準採用の有無 無

## 1. 平成15年9月中間期の連結業績(平成15年4月1日~平成15年9月30日)

## (1) 連結経営成績

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

	経常収益		経常利益		中間(当期)純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
平成15年9月中間期	42,306	2.5	4,103	59.3	4,434	190.0
平成14年9月中間期	41,293	6.3	2,575	17.2	1,529	32.1
平成15年3月期	81,316	7.3	2,528	1.8	2,346	5.0

	1株当たり中間 (当期)純利益	潜在株式調整後1株 当たり中間(当期)純利益
	円 銭	円 銭
平成15年9月中間期	1792	1523
平成14年9月中間期	627	528
平成15年3月期	955	812

(注) 持分法投資損益 平成15年9月中間期 - 百万円 平成14年9月中間期 - 百万円 平成15年3月期 - 百万円  
期中平均株式数(連結)

平成15年9月中間期 247,462,928株 平成14年9月中間期 243,807,524株 平成15年3月期 244,249,200株

会計処理の方法の変更 無

経常収益、経常利益、中間(当期)純利益におけるパーセント表示は、対前年同期増減率

## (2) 連結財政状態

	総資産	株主資本	株主資本比率	1株当たり 株主資本	連結自己資本比率 (国際統一基準)
	百万円	百万円	%	円 銭	%
平成15年9月中間期	3,834,637	191,170	5.0	72252	10.50
平成14年9月中間期	3,783,424	178,767	4.7	73270	10.34
平成15年3月期	3,826,324	171,447	4.5	69632	10.20

(注) 期末発行済株式数(連結)

平成15年9月中間期 264,586,452株 平成14年9月中間期 243,984,692株 平成15年3月期 246,199,080株

## (3) 連結キャッシュ・フローの状況

	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 中間期末(期末)残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
平成15年9月中間期	41,068	32,213	13,747	47,107
平成14年9月中間期	33,552	14,210	646	44,904
平成15年3月期	62,560	74,117	1,322	52,012

## (4) 連結範囲及び持分法の適用に関する事項

連結子会社数 11社 持分法適用非連結子会社数 - 社 持分法適用関連会社数 - 社

## (5) 連結範囲及び持分法の適用の異動状況

連結(新規) - 社 (除外) - 社 持分法(新規) - 社 (除外) - 社

## 2. 平成16年3月期の連結業績予想(平成15年4月1日~平成16年3月31日)

通 期	経常収益	経常利益	当期純利益
	百万円	百万円	百万円
	82,000	6,500	5,600

(参考) 1株当たり予想当期純利益(通期) 21円10銭

(注) 上記の予想の前提条件その他の関連する事項については、添付資料の6、7ページを参照してください。

## 企業集団の状況

### 1. 企業集団の事業の内容

当行グループは、当行及び連結子会社11社(うち代理店2か店)で構成され、銀行業を中心に、事務代行業業、クレジットカード事業、リース・投資(ベンチャーキャピタル)事業等の金融サービスを提供しております。

なお、当行グループの事業に係る位置づけは次のとおりであります。

#### [銀行業]

当行の本店ほか支店108か店(うち国内107か店、香港1か店)、出張所25か店、代理店2か店(全て連結子会社)においては、預金、貸出、内国為替、外国為替、有価証券投資等の業務を行い、地域に根ざした営業を展開するなかで、IT(情報技術)を駆使した運用力強化に特に注力しております。

#### [事務代行業業]

文書等の保管・管理、店舗外現金自動設備の保守・管理、担保不動産の評価、データ処理等銀行業務の周辺業務を行っております。

#### [クレジットカード事業]

クレジットカード、キャッシング等の業務を行っております。

#### [リース・投資事業]

ファイナンス・リース、割賦販売等の業務及びベンチャー企業への投資業務等を行っております。

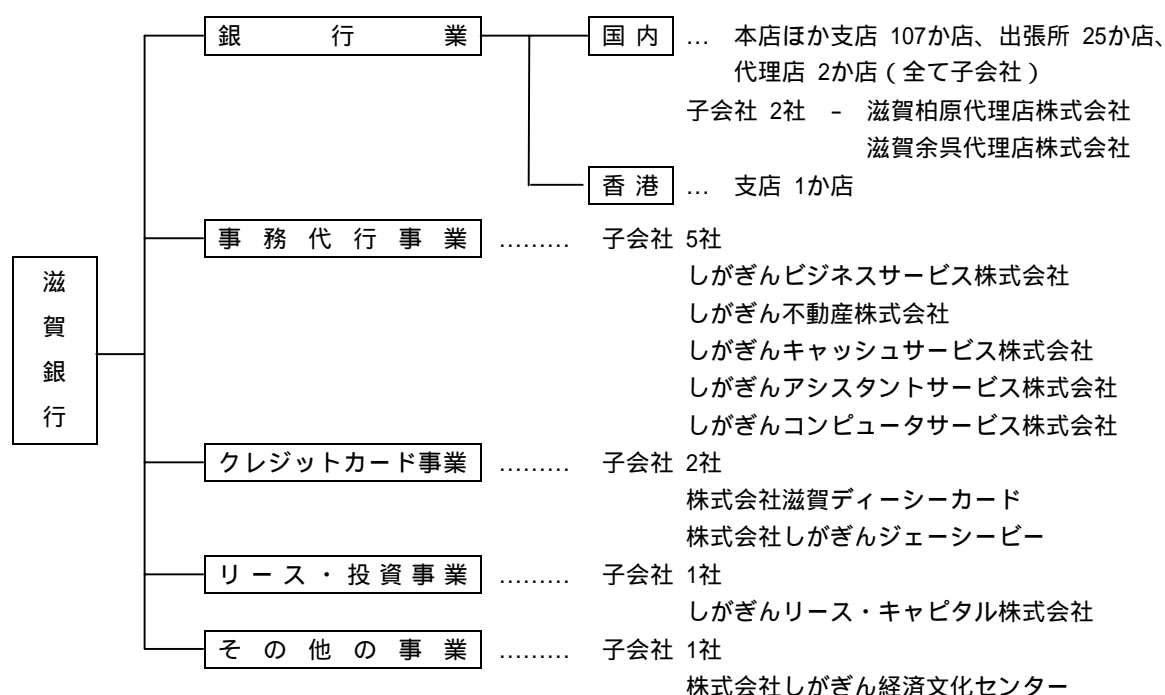
#### [その他の事業]

企業経営等に関するコンサルティング業務等を行っております。

### 2. 企業集団の事業系統図

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

なお、子会社は全て連結子会社であり、非連結子会社はありません。また、関連会社もありません。



## 経 営 方 針

### 1. 経営の基本方針

当行グループは、中堅・中小企業ならびに個人のお客さまを中心に据えた、いわゆる「リテールバンキング」を主軸に、お客さまや地域との『共存共栄』を図りながら、地域社会の発展に多面的に貢献することをめざしております。

このような認識のもと、当行グループの知恵とパワーを結集し、「収益力の強化による企業価値の向上」を基本ビジョンとする新世紀第一次長期経営計画「e-SHIGAGIN21」(4カ年計画)を平成12年4月からスタートさせ、今年はその最終年度を迎えました。

この計画は、金融を取り巻く現在の厳しい環境を自己革新のチャンスとして捉えて、当行グループ全員が「健全」と「進取」の気概をもって、お客さまとの「共存共栄」を基本に地域経済の活性化に一段と注力すること(economy) 地域環境保全のため多面的に活動を展開すること(ecology) IT(情報通信技術)を積極的に活用した施策を推進すること(electronics)により、「活力のあるすばらしい銀行」(excellent)となることを目標としております。

### 2. 利益配分に関する基本方針

当行は、お客さまや地域との「共存共栄」を柱に、経営の健全性、透明性の確保に努めるとともに、一段と厳しさを増す経営環境に備えて内部留保の充実と財務体質の強化を図りながら、株主の皆さまへの安定的な配当を継続することを基本方針としております。

当中間期の配当金につきましては、前中間期と同様、1株当たり2円50銭を実施する予定であります。

なお、内部留保金につきましては、お客さまのニーズに一層お応えするため、「IT」を活用した新しいビジネスモデルの構築や新商品・新サービスの開発など、より効率的、効果的な投資に充当して、収益力の向上に努め、経営基盤の一層の強化を図ってまいります。

### 3. 目標とする経営指標

当行は、現在展開中の新世紀第一次長期経営計画において達成すべき具体的挑戦指標として、BIS自己資本比率など4項目の目標値を掲げ、しがぎんグループあげてその実現に向け取り組んでおります。

#### 目標とする経営指標(平成16年3月期)

単体ROE	5%以上
単体OHR	65%以下
連結自己資本比率	11%以上
連結Tier1比率	8%以上

### 4. 中長期的な経営戦略

当行のコア・コンピタンス(競争上優位性を持つ中核的能力)である 充実したデリバリーチャネル(お客さまとの取引接点)の展開(高い利便性)、豊富な資金の決済・仲介機能(密度の濃い対顧客サービス)、高いリスク管理能力(厚い信頼)をIT(情報通信技術)の戦略的活用により、さらに発展させ、以下の3つの戦略による相互連携で「収益力の強化」を実現し、「企業価値の向上」をめざしてまいります。

3つの戦略とは、まず第1は「チャンネル戦略」であります。インターネットバンキングやテレホンバンキングなどお客さまの利便性の観点に立った多様なデリバリーチャネルを展開し、CRM(お客さまのニーズに対応したきめ細かな取引の推進)の強化に取り組んでまいります。

第2は「マーケティング戦略」であります。総合金融情報サービス業として新商品や新サービスの開発・提供に積極的に取り組んでまいります。

第3は「ポートフォリオ戦略」であります。リスクとリターンを適切にコントロールし、効率的な資産運用に取り組んでまいります。

さらに、21世紀は「環境の世紀」であるとの認識を地域の皆さまと共有し、企業の社会的責任(CSR)の観点から環境保全への取り組みを一層強化し、「クリーンバンクしがぎん」の実現に努めてまいります。

## 5. 対処すべき課題

当行は、創立70周年にあたる本年を「自立元年」と位置づけ、“3つの自立”をキーワードとして、自己革新を推し進めております。“3つの自立”とは、「自分達の城は、自分達で守る」との自己責任原則に基づいた盤石の経営体制を築く“当行の自立” 「金を貸すビジネス」から「知恵と親切を提供するビジネス」へのビジネスモデルの転換を図る上での“行員一人ひとりの自立と自律” 地域や店舗の特性等を十分に踏まえた自主的経営を行う上での“個別の支店・本部の自立”です。

金融機関を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況ですが、こうした環境を自己革新のチャンスとして捉えて、「3つのC」 Consolidation(適正収益の確保) Cost Control(コストの戦略的な配分) Credit Risk(適切な信用リスク管理)を実践するため、「業績表彰」と「人事評価」が連動するプロセスを確立し、「経営戦略」、「業績表彰」、「人事評価」が有機的に連動した三位一体経営を通じて、地域経済の活性化に取り組み、企業の社会的責任(CSR)を全うしてまいります。

### 地域経済の活性化への取り組み

地域経済の活性化への取り組みとして、まず、新規事業展開に対して、これまでベンチャー企業や取引先企業へ各種の支援を行ってまいりましたが、さらに7月に営業統轄部にSP(ストラクチャード・プロジェクト)チームを設置し、「産・学・官・金(金融)」の連携をとりながら、当行が主体的に各種プロジェクトの取り組みを主導・提案していく体制を整え、地域経済の活性化を図っていきたくと考えております。一方、業績が悪化もしくは悪化が懸念される取引先企業に対しては、10月に審査部内の「特定先ローンレビューチーム」と営業統轄部内の「RFP(リバイバルFP)チーム」を統合して審査部内に「企業経営支援室」を新設し、経営相談・支援および早期事業再生に向け、機能強化を実施してまいります。

また、チャネル面では、地元企業の中国など海外への進出ニーズに対応して、12月に中国・上海市に「滋賀銀行上海駐在員事務所」を開設します。近畿で唯一の海外支店・香港支店を有する地方銀行として、中国ビジネスの中心・上海市に拠点をもち、地元企業とのかけはしとして、海外ネットワークの充実に努めてまいります。なお、国内では、IT関連産業の集積が進む京都南部地域に「京都南支店」の開設を予定しており、中堅・中小企業の皆さまの資金需要ニーズに一層お応えしてまいります。

### 企業の社会的責任(CSR)としての環境保全への取り組み

当行は、21世紀を環境の世紀と考え、日本最大の湖・琵琶湖畔に本拠地を置く企業の使命として琵琶湖をはじめとする地球環境の保全に全行あげて取り組んでまいりました。具体的には、平成10年からグリーン購入活動を展開、平成12年3月に環境管理の国際規格「ISO14001」の認証取得、平成13年に国連環境計画(UNEP)が提唱している「環境と持続可能な発展に関する金融機関声明」に日本の市中銀行で初めて署名するとともに「エコ・クリーン資金」を始めとする各種エコ関連商品の開発・提供、土壌汚染対策法の施行に伴う対応方針の呈示を実行してまいりました。これらの取り組みが評価され、「第4回グリーン購入大賞」優秀賞に続き、平成14年11月、「第5回グリーン購入大賞」準大賞を連続受賞するとともに、平成15年5月には「第1回日本環境経営大賞」の最優秀賞を受賞いたしました。

当行は、昭和8年に設立以来、堅実経営に徹し、地域とともに発展するという「共存共栄」の理念に基づくさまざまな施策を展開してまいりました。本年10月に迎えた創立70周年の節目を厳粛に受け止め、「マーケット・イン」(お客さま本位)の考え方を全員が再認識するとともに、心身ともに「クリーンバンクしがぎん」の実現に向け、地域社会の発展に多面的に貢献してまいります。

## 6. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況

### (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

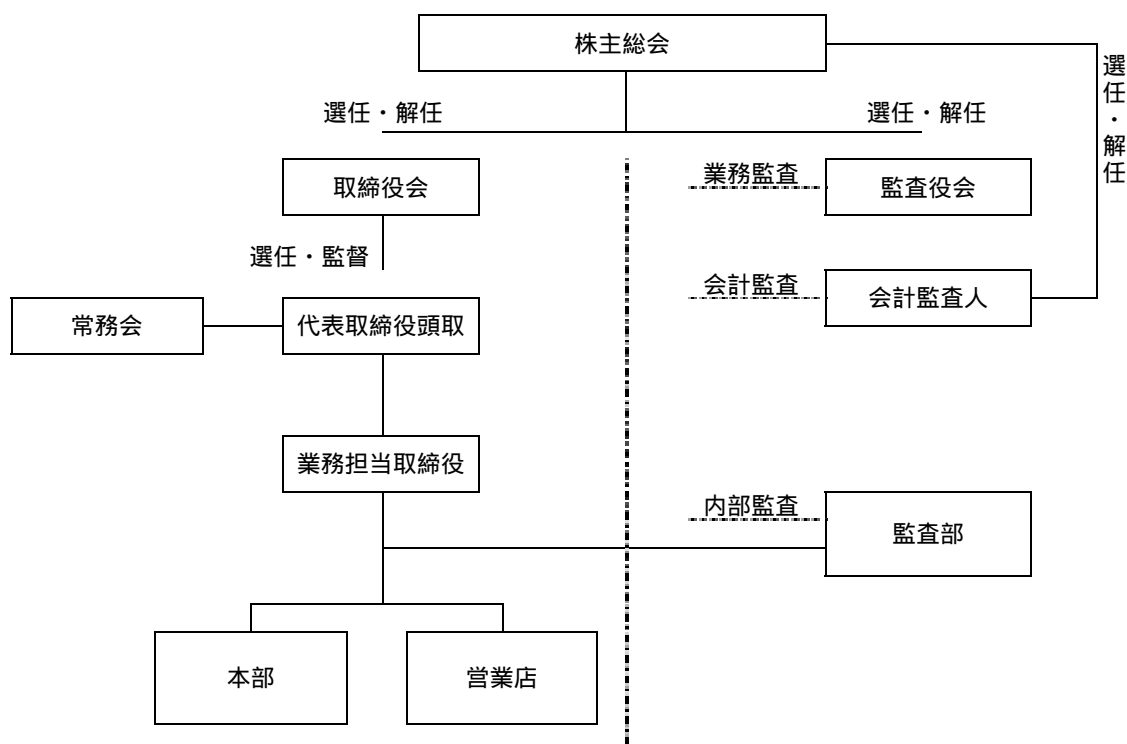
当行グループでは、企業競争力の強化に向け、経営のスピーディーな意思決定や透明性・合理性向上を図るため、チェック機能の充実に重点を置いております。

また、コンプライアンス(法令遵守)については、コーポレート・ガバナンス(企業統治)の基本であるとの認識に立ち、単に法令や社内ルールの遵守にとどまらず、社会倫理や道徳を尊重し、社会の一員であることを自覚した事業活動を行っております。

### (2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

- (a) 監査役制度を採用しており、監査役4名のうち社外監査役2名を選任しております。
- (b) 取締役会以外に適宜常務会を開催し、経営全般にわたってスピーディーに意思決定を行っております。
- (c) 顧問弁護士とは顧問契約を締結し、必要に応じてアドバイスを受けております。また、会計監査人である中央青山監査法人とは、決算等の監査とともに適宜アドバイスを受けております。
- (d) コーポレート・ガバナンス体制は次のとおりであります。なお、定期的に監査役監査及び監査部による内部監査を実施しております。



当行と当行の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害關係の概要  
 当行と当行の社外監査役の間には、特記すべき利害關係はありません。

### コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの最近1年間における実施状況

定例取締役会を毎月1回開催するほか、常務会(メンバーは、会長・頭取・専務取締役・常務取締役及び常勤監査役)を必要に応じて開催し、投資計画、新商品の開発、営業体制の強化、リスク状況の把握など、経営全般にわたってスピーディーに意思決定を行っております。

また、透明性確保のため、ディスクロージャー資料の内容の充実に図るとともに、よりわかりやすい資料の作成に努めております。

なお、平成15年4月1日付で本部組織の改正を行い、検査部を監査部に改編し、検査グループと監査グループを新設するとともに、経営管理部に法務室、リスク統轄グループを設置し、リスク管理機能を充実するなど内部監査態勢とリスク管理態勢の強化に努めました。

## 7. 関連当事者(親会社等)との関係に関する基本方針

当行の関連当事者には、「役員及び個人主要株主等」に該当するものがありますが、その取引条件等につきましては、市場金利を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

## 経営成績及び財政状態

当行グループ(当行及び連結子会社)は、お客さまとの接点となる新しいチャネルの展開や新商品・サービスの提供などに積極的に取り組むなど、地域に密着した営業基盤の拡充と経営の効率化を図ってまいりました。その結果、当中間連結会計期間の経営成績及び財政状態は次のとおりとなりました。

### 1. 経営成績

当中間連結会計期間の経営成績は、経常収益が42,306百万円となり、前中間連結会計期間に比べ1,013百万円の増収となりました。これは、資金運用収益は貸出金の不振を主因に前中間連結会計期間に比べて減少したものの、フィービジネスに注力した結果、役務取引等収益が大幅に増加したことや、有価証券運用が好調で債券関係損益が増加したことなどによるものであります。一方、経常費用は、低金利の長期化に伴う資金調達費用の減少と営業経費の削減に努力したことなどにより、前中間連結会計期間に比べ514百万円減少し38,202百万円となりました。この結果、経常利益は4,103百万円で、前中間連結会計期間に比べ1,527百万円の増益となりました。また、当中間連結会計期間は貸倒引当金が取崩超となり、特別利益に貸倒引当金取崩益を3,347百万円計上したことを主因として、税金等調整前中間純利益は7,871百万円となり前中間連結会計期間に比べ5,173百万円の増益、中間純利益も4,434百万円で前中間連結会計期間に比べ2,905百万円の増益となりました。

なお、当連結会計年度(平成16年3月期)の経営成績は、わが国経済の回復の遅れから引き続き低金利政策の継続が予想されるなど、厳しい収益環境を踏まえ、通期の経常利益は65億円、当期純利益は56億円を見込んでおります。

### 2. 財政状態

#### (1) 主要勘定の概況

当中間連結会計期間の預金等(譲渡性預金を含む)の期中平均残高は、個人預金を中心に前連結会計期間に比べ49,716百万円増加して3,508,765百万円(うち預金は3,405,811百万円)となりました。一方、資金運用の要である貸出金の期中平均残高は、住宅ローンを中心に消費者向け貸出は着実に増加しましたが、その一方で企業の資金需要の低迷を主因に事業性貸出が減少したことなどにより、前中間連結会計期間に比べ27,826百万円の減少となり、当中間連結会計期間は2,246,650百万円となりました。なお、預金等の増加と貸出金の減少を受け有価証券運用を増加させた結果、当中間連結会計期間の有価証券の期中平均残高は1,269,271百万円となり、前中間連結会計期間に比べ94,232百万円増加いたしました。

また、当連結会計年度(平成16年3月期)の主要勘定につきましては、預金等(譲渡性預金を含む)の期中平均残高は前連結会計年度比677億円増の3兆5,110億円、貸出金の期中平均残高は、当行が特に営業に注力する住宅ローンを中心とする消費者向け貸出は増加を見込むものの、景気回復の遅れにより企業の資金需要は引き続き低迷することが予想されることから、前連結会計年度比132億円減少の2兆2,530億円を予想しております。

なお、当中間連結会計期間末の連結自己資本比率(銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき算出した連結自己資本比率)は10.50%で、前連結会計年度末の10.20%から0.30%の上昇となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における連結ベースの現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前中間連結会計期間末に比べ2,203百万円増加し、当中間連結会計期間末には47,107百万円となりました。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間中の営業活動による資金の増加は41,068百万円であり、前中間連結会計期間に比べ74,620百万円の増加となりました。増加の主な要因は、債券貸借取引受入担保金及びコールマネーの増加とコールローンの減少であります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間中の投資活動による資金の減少は32,213百万円であり、前中間連結会計期間に比べ46,424百万円の減少となりました。減少の主な要因は、有価証券の取得及び金銭の信託の増加であります。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間中の財務活動による資金の減少は13,747百万円であり、前中間連結会計期間に比べ13,101百万円の減少となりました。減少の主な要因は、新株予約権付社債の償還及び配当金の支払であります。

## 中間連結財務諸表等

### 中間連結貸借対照表

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成15年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		45,389	1.20	47,858	1.25	56,997	1.49
コールローン及び 買入手形		199,082	5.26	89,795	2.34	110,914	2.90
買入金銭債権		6,920	0.18	7,160	0.19	7,475	0.19
商品有価証券		6,508	0.17	542	0.01	1,874	0.05
金銭の信託		8,537	0.23	8,142	0.21	3,009	0.08
有価証券	1,7	1,176,064	31.08	1,266,506	33.03	1,240,423	32.42
貸出金	2,3 4,5 6,8	2,181,503	57.66	2,239,910	58.41	2,236,812	58.46
外国為替	6	3,388	0.09	7,465	0.19	4,952	0.13
その他資産	9	24,864	0.66	38,339	1.00	28,946	0.76
動産不動産	7,10 11	86,451	2.29	84,809	2.21	84,972	2.22
繰延税金資産		35,020	0.93	28,942	0.76	37,115	0.97
連結調整勘定		290	0.01	230	0.01	260	0.01
支払承諾見返		51,987	1.37	48,828	1.27	51,100	1.33
貸倒引当金		42,570	1.13	33,863	0.88	38,491	1.01
投資損失引当金		13	0.00	30	0.00	40	0.00
資産の部合計		3,783,424	100.00	3,834,637	100.00	3,826,324	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成15年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
<b>(負債の部)</b>							
預金	7	3,327,674	87.95	3,375,986	88.04	3,392,271	88.66
譲渡性預金		91,905	2.43	101,592	2.65	96,405	2.52
コールマネー及び 売渡手形		20,646	0.55	10,568	0.28	8,085	0.21
債券貸借取引受入 担保金	7	1,195	0.03	23,059	0.60	708	0.02
借入金	12	38,770	1.02	38,141	0.99	38,563	1.01
外国為替		78	0.00	82	0.00	83	0.00
新株予約権付社債		22,131	0.59			21,277	0.56
その他負債	7	26,196	0.69	23,528	0.61	23,795	0.62
退職給付引当金		6,982	0.18	6,798	0.18	6,724	0.17
債権売却損失引当金		1,751	0.05			1,214	0.03
その他の偶発損失 引当金				8	0.00		
再評価に係る 繰延税金負債	10	13,461	0.36	12,920	0.34	12,920	0.34
支払承諾		51,987	1.37	48,828	1.27	51,100	1.33
負債の部合計		3,602,782	95.22	3,641,514	94.96	3,653,150	95.47
<b>(少数株主持分)</b>							
少数株主持分		1,873	0.05	1,952	0.05	1,726	0.05
<b>(資本の部)</b>							
資本金		28,560	0.76	33,076	0.86	28,987	0.76
資本剰余金		19,426	0.51	23,942	0.63	19,853	0.52
利益剰余金		99,477	2.63	103,664	2.70	99,857	2.61
土地再評価差額金	10	18,789	0.50	19,036	0.50	19,036	0.50
その他有価証券 評価差額金		13,041	0.34	11,860	0.31	4,089	0.10
自己株式		528	0.01	410	0.01	377	0.01
資本の部合計		178,767	4.73	191,170	4.99	171,447	4.48
負債、少数株主持分 及び資本の部合計		3,783,424	100.00	3,834,637	100.00	3,826,324	100.00

## 中間連結損益計算書

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		41,293	100.00	42,306	100.00	81,316	100.00
資金運用収益		30,555		29,929		60,251	
(うち貸出金利息)		( 22,787 )		( 22,219 )		( 45,307 )	
(うち有価証券利息 配当金)		( 7,323 )		( 7,435 )		( 14,119 )	
役務取引等収益		4,813		5,688		9,973	
その他業務収益		4,396		5,106		9,036	
その他経常収益		1,527		1,582		2,055	
経常費用		38,717	93.76	38,202	90.30	78,788	96.89
資金調達費用		2,814		1,844		5,086	
(うち預金利息)		( 1,475 )		( 1,106 )		( 2,733 )	
役務取引等費用		1,373		1,562		2,792	
その他業務費用		3,813		3,734		7,710	
営業経費		23,018		21,752		45,000	
その他経常費用	1	7,697		9,308		18,198	
経常利益		2,575	6.24	4,103	9.70	2,528	3.11
特別利益	2	226	0.54	3,858	9.12	4,437	5.45
特別損失	3	104	0.25	90	0.21	356	0.44
税金等調整前 中間(当期)純利益		2,698	6.53	7,871	18.61	6,609	8.12
法人税、住民税 及び事業税		1,834	4.44	341	0.81	496	0.61
法人税等調整額		862	2.09	2,885	6.82	3,491	4.29
少数株主利益		196	0.48	209	0.50	274	0.34
中間(当期)純利益		1,529	3.70	4,434	10.48	2,346	2.88

### 中間連結剰余金計算書

		前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度の 連結剰余金計算書 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部)				
資本剰余金期首残高		19,275	19,853	19,275
資本剰余金増加高		150	4,088	577
新株予約権付社債の 権利行使による増加		150	4,088	577
資本剰余金減少高				
資本剰余金中間期末(期末)残高		19,426	23,942	19,853
(利益剰余金の部)				
利益剰余金期首残高		98,569	99,857	98,569
利益剰余金増加高		1,529	4,434	2,517
中間(当期)純利益		1,529	4,434	2,346
土地再評価差額金取崩額				171
利益剰余金減少高		621	627	1,230
配当金		606	612	1,215
役員賞与		15	15	15
利益剰余金中間期末(期末)残高		99,477	103,664	99,857

## 中間連結キャッシュ・フロー計算書

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前 中間(当期)純利益		2,698	7,871	6,609
減価償却費		4,254	4,094	8,637
連結調整勘定償却額		29	29	59
貸倒引当金の増加額		739	4,627	4,818
投資損失引当金の増加額			10	12
債権売却損失引当金の増加額		283	1,214	254
その他の偶発損失引当金の 増加額			8	
退職給付引当金の増加額		3	74	254
資金運用収益		30,555	29,929	60,251
資金調達費用		2,814	1,844	5,086
有価証券関係損益( )		781	2,195	7,052
金銭の信託の運用損益( )		96	128	192
為替差損益( )		6	14	3
動産不動産処分損益( )		104	90	356
貸出金の純増( )減		116,463	3,097	61,153
預金の純増減( )		133,478	16,285	68,881
譲渡性預金の純増減( )		56,515	5,187	61,015
借入金(劣後特約付借入金を 除く)の純増減( )		142	422	349
預け金(日銀預け金を除く) の純増( )減		2,016	4,234	2,483
コールローン等の純増( )減		54,365	21,434	33,246
コールマネー等の純増減( )		21,999	2,483	34,560
債券貸借取引受入担保金の 純増減( )		1,119	22,350	1,606
外国為替(資産)の純増( )減		926	2,512	2,490
外国為替(負債)の純増減( )		4	1	9
資金運用による収入		32,253	30,228	62,176
資金調達による支出		3,414	2,194	6,090
その他		2,646	347	1,508
小計		31,073	41,371	65,079
法人税等の支払額		2,479	302	2,519
営業活動による キャッシュ・フロー		33,552	41,068	62,560

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	(自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	(自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		78,355	219,538	231,084
有価証券の売却による収入		46,053	44,331	70,195
有価証券の償還による収入		48,084	152,731	86,025
金銭の信託の増加による支出		1,000	5,004	1,002
金銭の信託の減少による収入		3,805		9,520
動産不動産の取得による支出		4,378	4,734	8,100
動産不動産の売却による収入				327
投資活動による キャッシュ・フロー		14,210	32,213	74,117
財務活動による キャッシュ・フロー				
新株予約権付社債の 償還による支出			13,099	
配当金支払額		606	612	1,215
少数株主への配当金支払額		2	2	2
自己株式の取得による支出		36	32	104
財務活動による キャッシュ・フロー		646	13,747	1,322
現金及び現金同等物に係る 換算差額			12	
現金及び現金同等物の 増減( )額		19,987	4,905	12,879
現金及び現金同等物の 期首残高		64,892	52,012	64,892
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		44,904	47,107	52,012

### 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 11社 主要な会社名 しがぎんビジネスサー ビス株式会社 株式会社滋賀ディーシ ーカード しがぎんリース・キャ ピタル株式会社 (2) 非連結子会社 該当ありません。	(1) 連結子会社 11社 同 左 (2) 非連結子会社 同 左	(1) 連結子会社 11社 同 左 (2) 非連結子会社 同 左
2 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子 会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結 子会社 該当ありません。 (4) 持分法非適用の関連会 社 該当ありません。	(1) 持分法適用の非連結子 会社 同 左 (2) 持分法適用の関連会社 同 左 (3) 持分法非適用の非連結 子会社 同 左 (4) 持分法非適用の関連会 社 同 左	(1) 持分法適用の非連結子 会社 同 左 (2) 持分法適用の関連会社 同 左 (3) 持分法非適用の非連結 子会社 同 左 (4) 持分法非適用の関連会 社 同 左
3 連結子会社の中間 決算日(決算日)等に 関する事項	連結子会社の中間決算日 は次のとおりであります。 9月末日 11社	同 左	連結子会社の決算日は次 のとおりであります。 3月末日 11社
4 会計処理基準に関 する事項	(1) 商品有価証券の評価基 準及び評価方法 当行の保有する商品有 価証券の評価は、時価法 (売却原価は主として移 動平均法により算定)に より行っております。 (2) 有価証券の評価基準及 び評価方法 (イ)有価証券の評価は、 売買目的有価証券につ いては時価法(売却原 価は主として移動平均 法により算定)、満期 保有目的の債券につ いては移動平均法による 償却原価法(定額法)、 その他有価証券のうち 時価のあるものにつ いては中間連結決算日の 市場価格等に基づく時 価法(売却原価は主と して移動平均法により 算定)、時価のないも のについては移動平均 法による原価法又は償 却原価法により行っ ております。 なお、その他有価証 券の評価差額について は、全部資本直入法に より処理しております。	(1) 商品有価証券の評価基 準及び評価方法 同 左 (2) 有価証券の評価基準及 び評価方法 (イ) 同 左	(1) 商品有価証券の評価基 準及び評価方法 同 左 (2) 有価証券の評価基準及 び評価方法 (イ)有価証券の評価は、 売買目的有価証券につ いては時価法(売却原 価は主として移動平均 法により算定)、満期 保有目的の債券につ いては移動平均法による 償却原価法(定額法)、 その他有価証券のうち 時価のあるものにつ いては連結決算日の市 場価格等に基づく時 価法(売却原価は主と して移動平均法により 算定)、時価のないも のについては移動平均 法による原価法又は償 却原価法により行っ ております。 なお、その他有価証 券の評価差額について は、全部資本直入法に より処理しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	<p>(口)当行の保有する有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p> <p>連結子会社の保有する金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は上記(イ)と同じ方法により行っております。</p>	(口) 同 左	(口) 同 左
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 当行のデリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左</p>
	<p>(4) 減価償却の方法 動産不動産 当行の動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 3年～50年 動産 3年～20年</p> <p>連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 動産不動産 同 左</p> <p>ソフトウェア 同 左</p>	<p>(4) 減価償却の方法 動産不動産 当行の動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 3年～50年 動産 3年～20年</p> <p>連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>ソフトウェア 同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は55,802百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は51,831百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は50,148百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>同 左</p>	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>同 左</p>
	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理しております。</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>同 左</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	(8) 債権売却損失引当金の計上基準 当行は、株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。		(8) 債権売却損失引当金の計上基準 当行は、株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
		(8) その他の偶発損失引当金の計上基準 その他の偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	
	(9) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。	(9) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (会計方針の変更) 当行の外貨建取引等の会計処理につきましては、「前連結会計年度は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)による経過措置を適用していましたが、当中間連結会計期間からは、同報告の本則規定に基づき、資金関連スワップ取引についてはヘッジ会計を適用しております。資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき金額又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。	(9) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (会計方針の変更) 外貨建取引等の会計処理につきましては、従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)を適用していましたが、当連結会計年度から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)を適用しております。 なお、当連結会計年度は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」及び「通貨スワップ取引」については、従前の方法により処理しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
		<p>なお、当該ヘッジ会計の概要につきましては、「(11)重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。</p> <p>この結果、従来、期間損益計算していた当該資金関連スワップ取引を時価評価し、正味の債権及び債務を中間連結貸借対照表に計上したため、従来の方法による場合と比較して、「その他資産」は0百万円増加、「その他負債」は0百万円増加しております。なお、この変更に伴う損益への影響はありません。</p> <p>また同様に、業種別監査委員会報告第25号の本則規定に基づき、当中間連結会計期間から、通貨スワップ取引については時価会計を適用しております。</p> <p>この結果、従来の方法による場合と比較して、中間連結貸借対照表の「その他資産」は49百万円減少、「その他負債」は23百万円減少しております。また、中間連結損益計算書の「資金調達費用」は199百万円減少、「その他業務費用」は225百万円増加し、「経常利益」並びに「税金等調整前中間純利益」はそれぞれ26百万円減少しております。</p> <p>また、上記以外の先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、相殺のうえ「その他資産」中のその他の資産又は「その他負債」中のその他の負債で純額表示しておりましたが、当中間連結会計期間からは、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で表示するとともに、「その他資産」及び「その他負債」中の金融派生商品に含めて計上しております。</p>	<p>資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の連結決算日の為替相場による正味の円換算額を連結貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により連結損益計算書に計上するとともに、連結決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。</p> <p>なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p> <p>異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引(利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む)については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
		この変更に伴い、従来 の方法によった場合と比 較して、「その他資産」 は602百万円増加、「そ の他負債」は602百万円 増加しております。	債権元本相当額及び債務 元本相当額の連結決算日 の為替相場による正味の 円換算額を連結貸借対照 表に計上し、交換利息相 当額はその期間にわたり 発生主義により連結損益 計算書に計上するととも に、連結決算日の未収収 益又は未払費用を計上し ております。
	(10)リース取引の処理方法 当行及び連結子会社の リース物件の所有権が借 主に移転すると認められ るもの以外のファイナ ンス・リース取引につい ては、通常の賃貸借取引 に準じた会計処理によっ ております。	(10)リース取引の処理方法 同 左	(10)リース取引の処理方法 同 左
	(11)重要なヘッジ会計の方 法 当行のヘッジ会計の方 法は、「銀行業における 金融商品会計基準適用に 関する会計上及び監査上 の取扱い」(日本公認会 計士協会業種別監査委員 会報告第24号)に規定す る経過措置に基づき、貸 出金・預金等の多数の金 融資産・負債から生じる 金利リスクをデリバティ ブ取引を用いて総体で管 理する、「マクロヘッ ジ」を実施しておりま す。これは、「銀行業に おける金融商品会計基準 適用に関する当面の会計 上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業 種別監査委員会報告第15 号)に定められたリスク 調整アプローチによるリ スク管理であり、繰延ヘ ッジによる会計処理を行 っております。	(11)重要なヘッジ会計の方 法 (イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債 から生じる金利リスクに 対するヘッジ会計の方法 は、繰延ヘッジによっ ております。前連結会計年 度は「銀行業における金 融商品会計基準適用に関 する会計上及び監査上の 取扱い」(日本公認会計 士協会業種別監査委員 会報告第24号)に規定す る経過措置に基づき、多数 の貸出金・預金等から生 じる金利リスクをデリバ ティブ取引を用いて総体 で管理する「マクロヘッ ジ」を実施してありまし たが、当中間連結会計期 間からは、同報告の本則 規定に基づき処理して おります。	(11)重要なヘッジ会計の方 法 当行のヘッジ会計の方 法は、「銀行業における 金融商品会計基準適用に 関する会計上及び監査上 の取扱い」(日本公認会 計士協会業種別監査委員 会報告第24号)に規定す る経過措置に基づき、貸 出金・預金等の多数の金 融資産・負債から生じる 金利リスクをデリバティ ブ取引を用いて総体で管 理する、「マクロヘッ ジ」を実施しておりま す。これは、「銀行業に おける金融商品会計基準 適用に関する当面の会計 上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業 種別監査委員会報告第15 号)に定められたリスク 調整アプローチによるリ スク管理であり、繰延ヘ ッジによる会計処理を行 っております。

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	<p>また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>なお、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価しております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から3年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は332百万円です。</p> <p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前連結会計年度は業種別監査委員会報告第25号による経過措置を適用しておりましたが、当中間連結会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金関連スワップ取引については、ヘッジ会計を適用しております。</p>	<p>また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>なお、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
		<p>これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。</p> <p>なお、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。</p>	
	<p>(12)消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。</p>	<p>(12)消費税等の会計処理 当行並びに連結子会社の消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。</p>	<p>(12)消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。</p>
			<p>(13)その他連結財務諸表作成のための重要な事項 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準 「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)が平成14年4月1日以後に適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用しております。これによる当連結会計年度の資産及び資本に与える影響は軽微であります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
			<p>なお、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正により、当連結会計年度における連結貸借対照表の資本の部及び連結剰余金計算書については、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>1株当たり当期純利益に関する会計基準 「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が平成14年4月1日以後開始する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる影響については、「1株当たり情報」に記載しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
			<p>金融商品会計 現金担保付債券貸借取引については、従来、現金を担保とする債券貸借取引として、担保金を「その他資産」中債券借入取引担保金及び「その他負債」中債券貸付取引担保金で処理しておりましたが、当連結会計年度から、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、有価証券を担保とする資金取引として「債券貸借取引支払保証金」及び「債券貸借取引受入担保金」で処理しております。</p> <p>なお、この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、「その他負債」は708百万円減少し、「債券貸借取引受入担保金」は同額増加しております。</p>
5 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同 左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)
<p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成14年内閣府令第63号)により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、以下のとおり表示方法を変更しております。</p> <p>前中間連結会計期間において区分掲記していた「転換社債」は、当中間連結会計期間から「新株予約権付社債」に含めて表示しております。</p>	
<p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成14年内閣府令第63号)により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、以下のとおり表示方法を変更しております。</p> <p>前中間連結会計期間における「債券貸付取引担保金の純増減( )」は、当中間連結会計期間から「債券貸借取引受入担保金の純増減( )」として記載しております。</p>	

追 加 情 報

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
		<p>(退職給付会計)</p> <p>当行は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成14年12月16日付で厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。</p> <p>これに伴い、当行は、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47 - 2項に定める経過措置を適用し、当該認可の日において代行部分に係る退職給付債務及び返還相当額の年金資産を消滅したものとみなして会計処理を行っております。</p> <p>本処理に伴う損益に与えた影響額は、特別利益のうち3,162百万円です。</p> <p>なお、平成15年 3月31日現在において測定された年金資産の返還相当額は、12,407百万円です。</p>
<p>(金融商品会計)</p> <p>現金担保付債券貸借取引については、従来、現金を担保とする債券貸借取引として担保金を「その他資産」中債券借入取引担保金及び「その他負債」中債券貸付取引担保金で処理しておりましたが、当中間連結会計期間から、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、有価証券を担保とする資金取引として「債券貸借取引支払保証金」及び「債券貸借取引受入担保金」で処理しております。なお、この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、「その他負債」は1,195百万円減少し、「債券貸借取引受入担保金」は同額増加しております。</p>		
<p>(外貨建取引等会計基準)</p> <p>当行は、従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)を適用しておりましたが、当中間連結会計期間から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)を適用しております。</p>		

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
<p>なお、当中間連結会計期間は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」及び「通貨スワップ取引」については、従前の方法により処理しております。</p> <p>資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の間中間連結決算日の為替相場による正味の円換算額を中間連結貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により中間連結損益計算書に計上するとともに、中間連結決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。</p> <p>なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p>		

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
<p>異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引(利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む)については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の間中間連結決算日の為替相場による正味の円換算額を中間連結貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により中間連結損益計算書に計上するとともに、中間連結決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。</p>		
<p>(自己株式及び法定準備金取崩等会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間から、「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成14年2月21日)を適用しております。これによる当中間連結会計期間の資産及び資本に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の資本の部及び中間連結剰余金計算書については、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>		

## 注 記 事 項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)
<p>1 使用貸借又は貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債、社債に合計16百万円含まれております。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は7,950百万円、延滞債権額は65,651百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は2,301百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は44,735百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 使用貸借又は貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債、社債に合計16百万円含まれております。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は3,858百万円、延滞債権額は52,912百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は2,232百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は47,546百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 使用貸借又は貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債、社債に合計16百万円含まれております。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は6,534百万円、延滞債権額は54,748百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,534百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は51,078百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)																																				
<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は120,638百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、51,475百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>109,744百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>12,491百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受入担保金</td> <td>1,195百万円</td> </tr> <tr> <td>その他負債 (運用受託金)</td> <td>330百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券58,842百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は1,285百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。</p>	有価証券	109,744百万円	担保資産に対応する債務		預金	12,491百万円	債券貸借取引		受入担保金	1,195百万円	その他負債 (運用受託金)	330百万円	<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は106,550百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は44,649百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>127,595百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>11,690百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受入担保金</td> <td>23,059百万円</td> </tr> <tr> <td>その他負債 (運用受託金)</td> <td>230百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券58,173百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は1,261百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。</p>	有価証券	127,595百万円	担保資産に対応する債務		預金	11,690百万円	債券貸借取引		受入担保金	23,059百万円	その他負債 (運用受託金)	230百万円	<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は113,895百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は48,502百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>108,397百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>18,313百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受入担保金</td> <td>708百万円</td> </tr> <tr> <td>その他負債 (運用受託金)</td> <td>280百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券58,579百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は1,284百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。</p>	有価証券	108,397百万円	担保資産に対応する債務		預金	18,313百万円	債券貸借取引		受入担保金	708百万円	その他負債 (運用受託金)	280百万円
有価証券	109,744百万円																																					
担保資産に対応する債務																																						
預金	12,491百万円																																					
債券貸借取引																																						
受入担保金	1,195百万円																																					
その他負債 (運用受託金)	330百万円																																					
有価証券	127,595百万円																																					
担保資産に対応する債務																																						
預金	11,690百万円																																					
債券貸借取引																																						
受入担保金	23,059百万円																																					
その他負債 (運用受託金)	230百万円																																					
有価証券	108,397百万円																																					
担保資産に対応する債務																																						
預金	18,313百万円																																					
債券貸借取引																																						
受入担保金	708百万円																																					
その他負債 (運用受託金)	280百万円																																					

前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)
<p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、828,841百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が825,841百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、785,207百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が782,207百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は332百万円、繰延ヘッジ利益の総額は150百万円であります。</p>	<p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、808,124百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が805,124百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)
<p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出。</p> <p>11 動産不動産の減価償却累計額 75,051百万円</p> <p>12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金32,000百万円が含まれております。</p>	<p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出。</p> <p>11 動産不動産の減価償却累計額 76,240百万円</p> <p>12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金32,000百万円が含まれております。</p>	<p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 21,003百万円</p> <p>11 動産不動産の減価償却累計額 75,642百万円</p> <p>12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金32,000百万円が含まれております。</p>

## (中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
<p>1 その他経常費用には、貸出金償却3,138百万円、貸倒引当金繰入額2,135百万円、株式等償却1,312百万円を含んでおります。</p> <p>2 特別利益は、償却債権取立益であります。</p> <p>3 特別損失は、動産不動産処分損であります。</p>	<p>1 その他経常費用には、貸出金償却4,979百万円及び株式等償却3,557百万円を含んでおります。</p> <p>2 特別利益は、貸倒引当金取崩額3,347百万円、償却債権取立益511百万円であります。</p> <p>3 特別損失は、動産不動産処分損であります。</p>	<p>1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額1,999百万円、貸出金償却6,364百万円、株式等償却7,722百万円を含んでおります。</p> <p>2 特別利益は、償却債権取立益1,274百万円、厚生年金基金代行部分返上益3,162百万円であります。</p> <p>3 特別損失は、動産不動産処分損であります。</p>

## (中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)																										
<p>現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成14年9月30日現在</p> <table> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>45,389百万円</td> </tr> <tr> <td>定期預け金</td> <td>15百万円</td> </tr> <tr> <td>その他預け金</td> <td>469百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>44,904百万円</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	45,389百万円	定期預け金	15百万円	その他預け金	469百万円	現金及び現金同等物	44,904百万円	<p>現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成15年9月30日現在</p> <table> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>47,858百万円</td> </tr> <tr> <td>定期預け金</td> <td>395百万円</td> </tr> <tr> <td>その他預け金</td> <td>355百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>47,107百万円</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	47,858百万円	定期預け金	395百万円	その他預け金	355百万円	現金及び現金同等物	47,107百万円	<p>現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成15年3月31日現在</p> <table> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>56,997百万円</td> </tr> <tr> <td>定期預け金</td> <td>15百万円</td> </tr> <tr> <td>通知預け金</td> <td>4,453百万円</td> </tr> <tr> <td>その他預け金</td> <td>517百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>52,012百万円</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	56,997百万円	定期預け金	15百万円	通知預け金	4,453百万円	その他預け金	517百万円	現金及び現金同等物	52,012百万円
現金預け金勘定	45,389百万円																											
定期預け金	15百万円																											
その他預け金	469百万円																											
現金及び現金同等物	44,904百万円																											
現金預け金勘定	47,858百万円																											
定期預け金	395百万円																											
その他預け金	355百万円																											
現金及び現金同等物	47,107百万円																											
現金預け金勘定	56,997百万円																											
定期預け金	15百万円																											
通知預け金	4,453百万円																											
その他預け金	517百万円																											
現金及び現金同等物	52,012百万円																											

## (有価証券関係)

## 前中間連結会計期間末

- 1 中間連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。
- 2 「子会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。  
ただし、該当するものではありません。

## 1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成14年9月30日現在)

該当ありません。

## 2 その他有価証券で時価のあるもの(平成14年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	136,548	142,196	5,647	18,921	13,273
債券	752,338	769,892	17,553	17,632	78
国債	357,573	363,474	5,900	5,918	18
地方債	140,499	147,133	6,633	6,633	
社債	254,266	259,284	5,018	5,079	60
その他	234,275	233,484	791	3,468	4,260
合計	1,123,163	1,145,572	22,409	40,022	17,613

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したもののについては、時価が取得原価まで回復する見込がないものと判断し、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、1,304百万円(すべて株式)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間連結会計期間末日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、および、30%以上下落した場合で過去の時価の推移ならびに当該発行会社の業績・信用リスク等を勘案して時価が回復する見込がないと認められる場合であります。

## 3 時価のない有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成14年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	3,672
公募債以外の内国非上場債券	7,232

## 当中間連結会計期間末

- 1 中間連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。
- 2 「子会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。ただし、該当するものではありません。

## 1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成15年9月30日現在)

該当ありません。

## 2 その他有価証券で時価のあるもの(平成15年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	120,350	138,018	17,668	27,891	10,222
債券	809,570	812,504	2,933	9,573	6,640
国債	413,597	411,404	2,193	2,750	4,943
地方債	163,583	166,270	2,687	3,992	1,304
社債	232,389	234,828	2,438	2,831	392
その他	289,070	288,425	644	2,897	3,542
合計	1,218,991	1,238,948	19,957	40,362	20,405

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込がないものと判断したのものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、3,548百万円(すべて株式)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間連結会計期間末日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、又は、30%以上下落した場合で過去の時価の推移ならびに当該発行会社の業績・信用リスク等を勘案して時価が回復する見込がないと認められる場合であります。

## 3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成15年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	3,883
公募債以外の内国非上場債券	9,058

## 前連結会計年度末

- 1 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」、「その他資産」中の投資事業組合出資金を含めて記載しております。
- 2 「子会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。ただし、該当するものではありません。

## 1 売買目的有価証券(平成15年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	20,614	0

## 2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成15年3月31日現在)

該当ありません。

## 3 その他有価証券で時価のあるもの(平成15年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	128,623	119,083	9,540	14,446	23,987
債券	823,010	839,976	16,965	18,448	1,482
国債	409,368	413,731	4,362	5,832	1,469
地方債	156,350	164,438	8,087	8,087	0
社債	257,291	261,807	4,516	4,528	11
その他	252,201	251,655	545	3,889	4,435
合計	1,203,835	1,210,715	6,879	36,784	29,905

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがないものと判断したのものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、7,678百万円(すべて株式)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、連結会計年度末日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、及び、30%以上下落した場合で過去の時価の推移ならびに当該発行会社の業績・信用リスク等を勘案して時価が回復する見込みがないと認められる場合であります。

- 4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)  
該当ありません。

- 5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	30,475	1,359	268

- 6 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成15年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	3,469
公募債以外の内国非上場債券	8,262

- 7 保有目的を変更した有価証券  
該当ありません。

- 8 その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額(平成15年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	177,979	405,287	169,354	95,618
国債	97,287	155,940	64,884	95,618
地方債	12,310	59,956	92,170	
社債	68,381	189,389	12,299	
その他	22,455	62,682	56,231	9,563
合計	200,435	467,969	225,586	105,181

なお、満期保有目的の債券はありません。

## (金銭の信託関係)

## 前中間連結会計期間末

## 1 満期保有目的の金銭の信託(平成14年9月30日現在)

該当ありません。

## 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成14年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金銭の信託	7	7			

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

## 当中間連結会計期間末

## 1 満期保有目的の金銭の信託(平成15年9月30日現在)

該当ありません。

## 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成15年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金銭の信託	13	13			

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

## 前連結会計年度末

## 1 運用目的の金銭の信託(平成15年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	3,000	

## 2 満期保有目的の金銭の信託(平成15年3月31日現在)

該当ありません。

## 3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成15年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金銭 の信託	9	9			

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

## (その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成14年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	22,409
その他有価証券	22,409
その他の金銭の信託	
( )繰延税金負債	9,353
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	13,055
( )少数株主持分相当額	13
その他有価証券評価差額金	13,041

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成15年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	19,957
その他有価証券	19,957
その他の金銭の信託	
( )繰延税金負債	8,069
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	11,887
( )少数株主持分相当額	27
その他有価証券評価差額金	11,860

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成15年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	6,879
その他有価証券	6,879
その他の金銭の信託	
( )繰延税金負債	2,781
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	4,097
( )少数株主持分相当額	8
その他有価証券評価差額金	4,089

## セグメント情報

(事業の種類別セグメント情報)

前中間連結会計期間(自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)

	銀行業 (百万円)	リース・ 投資事業 (百万円)	その他 の事業 (百万円)	計 (百万円)	消 去 又 是 全 社 (百万円)	連 結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する 経常収益	36,408	3,758	1,126	41,293		41,293
(2)セグメント間の 内部経常収益	210	220	836	1,267	( 1,267)	
計	36,618	3,978	1,963	42,560	( 1,267)	41,293
経常費用	34,450	3,687	1,814	39,951	( 1,234)	38,717
経常利益	2,168	291	148	2,609	( 33)	2,575

(注) 1 リース・投資事業における経常利益が全セグメントの経常利益の合計額の10%以上となったことから、中間連結財務諸表規則第14条の規定に基づき、当中間連結会計期間から事業の種類別セグメント情報を記載しております。

2 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

3 各事業の主な内容は次のとおりであります。

(1) 銀行業・・・・・・・・銀行業

(2) リース・投資事業・・・リース業及びベンチャーキャピタル業

(3) その他の事業・・・・・・・・クレジットカード、事務代行業等

当中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

	銀行業 (百万円)	リース・ 投資事業 (百万円)	その他 の事業 (百万円)	計 (百万円)	消 去 又 是 全 社 (百万円)	連 結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する 経常収益	37,627	3,570	1,108	42,306		42,306
(2)セグメント間の 内部経常収益	184	189	836	1,210	( 1,210)	
計	37,811	3,759	1,945	43,516	( 1,210)	42,306
経常費用	34,120	3,491	1,730	39,342	( 1,140)	38,202
経常利益	3,691	268	214	4,174	( 70)	4,103

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業の主な内容は次のとおりであります。

(1) 銀行業・・・・・・・・銀行業

(2) リース・投資事業・・・リース業及びベンチャーキャピタル業

(3) その他の事業・・・・・・・・クレジットカード、事務代行業等

前連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

	銀行業 (百万円)	リース・ 投資事業 (百万円)	その他 の事業 (百万円)	計 (百万円)	消 去 又 全 は 社 (百万円)	連 結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する 経常収益	71,394	7,692	2,229	81,316		81,316
(2)セグメント間の 内部経常収益	386	436	1,646	2,470	( 2,470)	
計	71,781	8,129	3,876	83,786	( 2,470)	81,316
経常費用	69,818	7,773	3,642	81,234	( 2,446)	78,788
経常利益	1,962	356	233	2,552	( 23)	2,528

- (注) 1 リース・投資事業における経常利益が全セグメントの経常利益の合計額の10%以上となったことから、連結財務諸表規則第15条の2の規定に基づき、当連結会計年度から事業の種類別セグメント情報を記載しております。
- 2 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
- 3 各事業の主な内容は次のとおりであります。
- (1) 銀行業・・・・・・・・銀行業
- (2) リース・投資事業・・・・リース業及びベンチャーキャピタル業
- (3) その他の事業・・・・クレジットカード、事務代行事業等

## (所在地別セグメント情報)

前中間連結会計期間(自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

## (海外経常収益)

前中間連結会計期間(自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

## (1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
1株当たり純資産額	円	732.69	722.52	696.31
1株当たり中間(当期) 純利益	円	6.27	17.92	9.54
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	円	5.28	15.22	8.11

(注) 1 上記記載の1株当たり情報は、いずれも銭未満を切り捨てて表示しております。なお、「中間決算短信(連結)」(1ページ)に記載の1株当たり情報は、銭未満を四捨五入して表示しております。

2 前中間連結会計期間及び前連結会計年度から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

なお、当該会計基準及び適用指針の適用前に採用していた方法により算定した、前中間連結会計期間及び前連結会計年度の1株当たり情報は次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
1株当たり純資産額	円	733.27	697.21
1株当たり中間(当期)純利益	円	6.30	9.64
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	円	5.30	8.19

- 3 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益	百万円	1,529	4,434	2,346
普通株主に帰属しない金額	百万円			15
うち利益処分による 役員賞与金	百万円			15
普通株式に係る中間(当期) 純利益	百万円	1,529	4,434	2,331
普通株式の期中平均株式数 (自己株式を除く)	千株	243,807	247,462	244,249
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益調整額	百万円	25	45	58
うち支払利息 (税額相当額控除後)	百万円	25	15	58
普通株式増加数	千株	50,631	46,736	50,116
うち新株予約権付社債 (旧商法に基づく転換社債)	千株	50,631	46,736	50,116
希薄化効果を有しないため、潜在 株式調整後1株当たり中間(当期) 純利益の算定に含めなかった潜在 株式の概要		該当ありません	該当ありません	該当ありません

## 生産、受注及び販売の状況

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

平成16年3月期

## 個別中間財務諸表の概要

平成15年11月21日

上場会社名 株式会社 滋賀銀行

上場取引所 東・大

コード番号 8366

本店所在都道府県 滋賀県

(URL http://www.shigagin.com)

代表者 役職名 取締役頭取 氏名 高田 紘一

問合せ先責任者 役職名 総合企画部  
主計室長 氏名 今井信一郎 TEL (077)521-2205

中間決算取締役会開催日 平成15年11月21日

中間配当制度の有無 有

中間配当支払開始日 平成15年12月10日

単元株制度採用の有無 有(1単元 1,000株)

## 1. 平成15年9月中間期の業績(平成15年4月1日~平成15年9月30日)

## (1) 経営成績

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

	経常収益		経常利益	
	百万円	%	百万円	%
平成15年9月中間期	37,794	3.3	3,690	70.2
平成14年9月中間期	36,601	7.3	2,168	13.8
平成15年3月期	71,747	8.8	1,961	2.5

	中間(当期)純利益		1株当たり中間(当期)純利益	
	百万円	%	円 銭	
平成15年9月中間期	4,375	190.9	17	65
平成14年9月中間期	1,504	31.8	6	16
平成15年3月期	2,318	6.1	9	41

(注) 期中平均株式数 平成15年9月中間期 247,955,183株 平成14年9月中間期 244,299,779株 平成15年3月期 244,741,455株

会計処理の方法の変更 無

経常収益、経常利益、中間(当期)純利益におけるパーセント表示は、対前年同期増減率

## (2) 配当状況

	1株当たり 中間配当金		1株当たり 年間配当金	
	円 銭		円 銭	
平成15年9月中間期	2	50		
平成14年9月中間期	2	50		
平成15年3月期			5	00

## (3) 財政状態

	総資産	株主資本	株主資本比率	1株当たり 株主資本	自己資本比率 (国際統一基準)	
	百万円	百万円	%	円 銭	%	
平成15年9月中間期	3,821,255	191,075	5.0	720	82	10.48
平成14年9月中間期	3,770,950	178,963	4.7	730	71	10.32
平成15年3月期	3,813,523	171,418	4.5	694	81	10.17

(注) 期末発行済株式数 平成15年9月中間期 265,078,707株 平成14年9月中間期 244,916,354株 平成15年3月期 246,691,335株

期末自己株式数 平成15年9月中間期 371,699株 平成14年9月中間期 145,852株 平成15年3月期 298,628株

## 2. 平成16年3月期の業績予想(平成15年4月1日~平成16年3月31日)

	経常収益	経常利益	当期純利益	1株当たり年間配当金			
				期末			
通 期	百万円	百万円	百万円	円 銭	円 銭		
	72,000	6,000	5,500	2	50	5	00

(参考) 1株当たり予想当期純利益(通期) 20円69銭

(注) 上記の予想の前提条件その他の関連する事項については、添付資料の6、7ページを参照してください。

## 中間財務諸表等

### 中間貸借対照表

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間会計期間末 (平成15年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成15年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		45,366	1.20	47,838	1.25	56,979	1.49
コールローン		133,382	3.54	80,495	2.11	110,914	2.91
買入手形		65,700	1.74	9,300	0.24		
買入金銭債権		6,920	0.18	7,160	0.19	7,475	0.20
商品有価証券		6,508	0.17	542	0.01	1,874	0.05
金銭の信託		8,530	0.23	8,128	0.21	3,000	0.08
有価証券	1,2 8	1,174,418	31.14	1,264,923	33.10	1,238,823	32.49
貸出金	3,4 5,6 7,9	2,193,207	58.16	2,250,363	58.89	2,247,858	58.94
外国為替	7	3,388	0.09	7,465	0.20	4,952	0.13
その他資産	10	17,115	0.46	30,477	0.80	21,184	0.56
動産不動産	8,11 12,14	71,618	1.90	70,365	1.84	70,307	1.84
繰延税金資産		34,674	0.92	28,495	0.75	36,704	0.96
支払承諾見返		51,987	1.38	48,828	1.28	51,100	1.34
貸倒引当金		41,864	1.11	33,125	0.87	37,648	0.99
投資損失引当金		2	0.00	2	0.00	2	0.00
資産の部合計		3,770,950	100.00	3,821,255	100.00	3,813,523	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間会計期間末 (平成15年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成15年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
<b>(負債の部)</b>							
預金	8	3,329,197	88.28	3,377,790	88.39	3,394,097	89.00
譲渡性預金		91,905	2.44	101,592	2.66	96,405	2.53
コールマネー		20,646	0.55	10,568	0.28	8,085	0.21
債券貸借取引受入 担保金	8	1,195	0.03	23,059	0.60	708	0.02
借入金	13	32,000	0.85	32,000	0.84	32,000	0.84
外国為替		78	0.00	82	0.00	83	0.00
新株予約権付社債		22,131	0.59			21,277	0.56
その他負債		20,704	0.55	16,584	0.43	17,543	0.46
退職給付引当金		6,927	0.18	6,744	0.18	6,669	0.17
債権売却損失引当金		1,751	0.04			1,214	0.03
その他の偶発損失 引当金				8	0.00		
再評価に係る 繰延税金負債	14	13,461	0.36	12,920	0.34	12,920	0.34
支払承諾		51,987	1.38	48,828	1.28	51,100	1.34
負債の部合計		3,591,987	95.25	3,630,180	95.00	3,642,105	95.50
<b>(資本の部)</b>							
資本金		28,560	0.76	33,076	0.86	28,987	0.76
資本剰余金		19,426	0.51	23,942	0.63	19,853	0.52
資本準備金		19,426		23,942		19,853	
利益剰余金		99,211	2.63	103,329	2.70	99,584	2.61
利益準備金		6,400		6,648		6,522	
任意積立金		89,833		90,834		89,833	
中間(当期) 未処分利益		2,978		5,845		3,229	
土地再評価差額金	14	18,789	0.50	19,036	0.50	19,036	0.50
その他有価証券 評価差額金		13,039	0.35	11,855	0.31	4,087	0.11
自己株式		64	0.00	165	0.00	132	0.00
資本の部合計		178,963	4.75	191,075	5.00	171,418	4.50
負債及び 資本の部合計		3,770,950	100.00	3,821,255	100.00	3,813,523	100.00

## 中 間 損 益 計 算 書

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		36,601	100.00	37,794	100.00	71,747	100.00
資金運用収益		30,500		29,838		60,081	
(うち貸出金利息)		( 22,740 )		( 22,136 )		( 45,170 )	
(うち有価証券利息 配当金)		( 7,315 )		( 7,427 )		( 14,086 )	
役務取引等収益		4,111		4,967		8,575	
その他業務収益		479		1,415		1,081	
その他経常収益		1,509		1,573		2,008	
経常費用		34,433	94.08	34,104	90.24	69,786	97.27
資金調達費用		2,755		1,780		4,944	
(うち預金利息)		( 1,475 )		( 1,106 )		( 2,733 )	
役務取引等費用		1,342		1,528		2,728	
その他業務費用		538		437		870	
営業経費	1	22,404		21,180		43,760	
その他経常費用	2	7,392		9,177		17,482	
経常利益		2,168	5.92	3,690	9.76	1,961	2.73
特別利益	3	225	0.62	3,816	10.10	4,434	6.18
特別損失	4	104	0.29	90	0.24	356	0.50
税引前中間 (当期)純利益		2,289	6.25	7,416	19.62	6,040	8.41
法人税、住民税 及び事業税		1,588	4.33	103	0.27	110	0.15
法人税等調整額		803	2.19	2,937	7.77	3,611	5.03
中間(当期)純利益		1,504	4.11	4,375	11.58	2,318	3.23
前期繰越利益		1,474		1,469		1,474	
土地再評価差額金 取崩額						171	
中間配当額						612	
中間配当に伴う 利益準備金積立額						122	
中間(当期)未処分利益		2,978		5,845		3,229	

### 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。	同 左	同 左
2 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(2) 同 左</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(2) 同 左</p>
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同 左	同 左
4 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、平成10年 4月 1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 動産 3年～20年</p>	<p>(1) 動産不動産 同 左</p>	<p>(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、平成10年 4月 1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 動産 3年～20年</p>

	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
	(2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(2) ソフトウェア 同 左	(2) ソフトウェア 同 左
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は55,802百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は51,831百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は50,148百万円であります。</p>
	(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(2) 投資損失引当金 同 左	(2) 投資損失引当金 同 左
	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。 また、数理計算上の差異は、各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理しております。	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 また、数理計算上の差異は、各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理しております。	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 また、数理計算上の差異は、各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理しております。
	(4) 債権売却損失引当金 株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。		(4) 債権売却損失引当金 株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

	前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
		(4) その他の偶発損失引当金 その他の偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	
6 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建ての資産・負債及び海外支店勘定については、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	外貨建ての資産・負債及び海外支店勘定については、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (会計方針の変更) 外貨建取引等の会計処理につきましては、前事業年度は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)による経過措置を適用しておりましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき、資金関連スワップ取引についてはヘッジ会計を適用しております。 資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。 なお、当該ヘッジ会計の概要につきましては、「8 ヘッジ会計の方法」に記載しております。	外貨建ての資産・負債及び海外支店勘定については、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (会計方針の変更) 外貨建取引等の会計処理につきましては、従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)を適用しておりましたが、当事業年度から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)を適用しております。 なお、当事業年度は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」及び「通貨スワップ取引」については、従前の方法により処理しております。 資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の決算日の為替相場による正味の円換算額を貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属

	前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
		<p>この結果、従来、期間損益計算していた当該資金関連スワップ取引を時価評価し、正味の債権及び債務を中間貸借対照表に計上したため、従来の方法によった場合と比較して、「その他資産」は0百万円増加、「その他負債」は0百万円増加しております。なお、この変更に伴う損益への影響はありません。</p> <p>また同様に、業種別監査委員会報告第25号の本則規定に基づき、当中間会計期間から、通貨スワップ取引については時価会計を適用しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合と比較して、中間貸借対照表の「その他資産」は49百万円減少、「その他負債」は23百万円減少しております。また、中間損益計算書の「資金調達費用」は199百万円減少、「その他業務費用」は225百万円増加し、「経常利益」並びに「税引前中間純利益」はそれぞれ26百万円減少しております。</p> <p>また、上記以外の先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、相殺のうえ「その他資産」中のその他の資産又は「その他負債」中のその他の負債で純額表示しておりましたが、当中間会計期間からは、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で表示するとともに、「その他資産」及び「その他負債」中の金融派生商品に含めて計上しております。</p>	<p>する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により損益計算書に計上するとともに、決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。</p> <p>なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p> <p>異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引(利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む)については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の決算日の為替相場による正味の円換算額を貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により損益計算書に計上するとともに、決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
		この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、「その他資産」は602百万円増加、「その他負債」は602百万円増加しております。	
7 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同 左	同 左
8 ヘッジ会計の方法	ヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置に基づき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。 また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。 なお、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。	(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前事業年度は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置に基づき、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」を実施していましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。 また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ	ヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置に基づき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。 また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。 なお、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。

	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
		<p>手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から3年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は332百万円であります。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによるものであります。前事業年度は業種別監査委員会報告第25号による経過措置を適用していましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金関連スワップ取引については、ヘッジ会計を適用しております。</p> <p>これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。</p> <p>なお、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。</p>	
9 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。
10 その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための重要な事項			(1) 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準 「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)が平成14年4月1日以後に適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準を適用しております。これによる当事業年度の資産及び資本に与える影響は軽微であります。

	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
			<p>なお、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の資本の部については、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(2) 1株当たり当期純利益に関する会計基準 「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が平成14年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>なお、前事業年度に係る財務諸表において採用していた方法により算定した当事業年度の1株当たり純資産額は694円87銭、1株当たり当期純利益は9円47銭、潜在株式調整後1株当たり当期純利益は8円06銭であります。</p> <p>(3) 金融商品会計 現金担保付債券貸借取引については、従来、現金を担保とする債券貸借取引として、担保金を「その他の資産」中債券借入取引担保金及び「その他の負債」中債券貸付取引担保金で処理しておりましたが、当事業年度から、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、有価証券を担保とする資金取引として「債券貸借取引支払保証金」及び「債券貸借取引受入担保金」で処理しております。なお、この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、「その他の負債」は708百万円減少し、「債券貸借取引受入担保金」は同額増加しております。</p>

表 示 方 法 の 変 更

前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)
<p>(中間貸借対照表関係)</p> <p>「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成14年内閣府令第63号)により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、以下のとおり表示方法を変更しております。</p> <p>前中間会計期間において区分掲記していた「転換社債」は、当中間会計期間から「新株予約権付社債」に含めて表示しております。</p>	

追 加 情 報

前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
		<p>(退職給付会計)</p> <p>当行は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成14年12月16日付で厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。これに伴い、当行は、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47 - 2項に定める経過措置を適用し、当該認可の日において代行部分に係る退職給付債務及び返還相当額の年金資産を消滅したものとみなして会計処理を行っております。</p> <p>本処理に伴う損益に与えた影響額は、特別利益のうち3,162百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度末における年金資産の返還相当額は、12,407百万円であります。</p>
<p>(金融商品会計)</p> <p>現金担保付債券貸借取引については、従来、現金を担保とする債券貸借取引として担保金を「その他資産」中債券借入取引担保金及び「その他負債」中債券貸付取引担保金で処理しておりましたが、当中間会計期間から、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、有価証券を担保とする資金取引として「債券貸借取引支払保証金」及び「債券貸借取引受入担保金」で処理しております。なお、この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、「その他負債」は1,195百万円減少し、「債券貸借取引受入担保金」は同額増加しております。</p>		

前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
<p>(外貨建取引等会計基準)</p> <p>従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)を適用しておりましたが、当中間会計期間から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)を適用しております。</p> <p>なお、当中間会計期間は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」及び「通貨スワップ取引」については、従前の方法により処理しております。</p> <p>資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の間接決算日の為替相場による正味の円換算額を中間貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により中間損益計算書に計上するとともに、中間決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。</p> <p>なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p>		

前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
<p>異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引(利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む)については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の間接決算日の為替相場による正味の円換算額を中間貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により中間損益計算書に計上するとともに、中間決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。</p>		
<p>(自己株式及び法定準備金取崩等会計基準)</p> <p>当中間会計期間から、「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成14年2月21日)を適用しております。これによる当中間会計期間の資産及び資本に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の資本の部については、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>これに伴い、前中間会計期間において資産の部の「有価証券」に計上しておりました「自己株式」64百万円は、当中間会計期間末においては資本に対する控除項目としております。</p>		

## 注 記 事 項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間会計期間末 (平成15年9月30日)	前事業年度末 (平成15年3月31日)
<p>1 子会社の株式総額 80百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2 使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債、社債に合計16百万円含まれております。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は7,873百万円、延滞債権額は65,596百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は2,257百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 子会社の株式総額 80百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2 使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債、社債に合計16百万円含まれております。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は3,829百万円、延滞債権額は52,832百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は2,196百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 子会社の株式総額 80百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2 使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債、社債に合計16百万円含まれております。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は6,479百万円、延滞債権額は54,680百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,482百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間会計期間末 (平成15年9月30日)	前事業年度末 (平成15年3月31日)
<p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は44,630百万円でありませす。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は120,358百万円でありませす。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額でありませす。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理してありませす。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有してありませすが、その額面金額は51,475百万円でありませす。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりでありませす。 担保に供している資産 有価証券 109,417百万円 担保資産に対応する債務 預金 12,491百万円 債券貸借取引 1,195百万円 受入担保金 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券58,841百万円を差し入れてありませす。 また、動産不動産のうち保証金権利金は1,272百万円でありませす。 なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理してありませすが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありませせん。</p>	<p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は47,402百万円でありませす。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は106,261百万円でありませす。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額でありませす。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に基づき金融取引として処理してありませす。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有してありませすが、その額面金額は44,649百万円でありませす。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりでありませす。 担保に供している資産 有価証券 127,367百万円 担保資産に対応する債務 預金 11,690百万円 債券貸借取引 23,059百万円 受入担保金 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券58,173百万円を差し入れてありませす。 また、動産不動産のうち保証金権利金は1,246百万円でありませす。 なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理してありませすが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありませせん。</p>	<p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は50,957百万円でありませす。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は113,599百万円でありませす。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額でありませす。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理してありませす。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有してありませすが、その額面金額は48,502百万円でありませす。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりでありませす。 担保に供している資産 有価証券 108,119百万円 担保資産に対応する債務 預金 18,313百万円 債券貸借取引 708百万円 受入担保金 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券58,579百万円を差し入れてありませす。 なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理してありませすが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありませせん。</p>

前中間会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間会計期間末 (平成15年9月30日)	前事業年度末 (平成15年3月31日)
<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、752,026百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が749,026百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>11 動産不動産の減価償却累計額 47,346百万円</p> <p>12 動産不動産の圧縮記帳額 4,328百万円 (当中間期圧縮記帳額 百万円)</p>	<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、708,942百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が705,942百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は332百万円、繰延ヘッジ利益の総額は150百万円であります。</p> <p>11 動産不動産の減価償却累計額 47,722百万円</p> <p>12 動産不動産の圧縮記帳額 4,189百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)</p>	<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、731,594百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が728,594百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>11 動産不動産の減価償却累計額 47,473百万円</p> <p>12 動産不動産の圧縮記帳額 4,328百万円 (当期圧縮記帳額 百万円)</p>

前中間会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間会計期間末 (平成15年9月30日)	前事業年度末 (平成15年3月31日)
<p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金32,000百万円が含まれております。</p> <p>14 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出。</p>	<p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金32,000百万円が含まれております。</p> <p>14 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出。</p>	<p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金32,000百万円が含まれております。</p> <p>14 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">21,003百万円</p>

## (中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>建物・動産 1,366百万円 その他 641百万円</p> <p>2 その他経常費用には、貸出金償却3,080百万円、貸倒引当金繰入額2,075百万円、株式等償却1,283百万円を含んでおります。</p>	<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>建物・動産 1,153百万円 その他 660百万円</p> <p>2 その他経常費用には、貸出金償却4,974百万円及び株式等償却3,548百万円を含んでおります。</p> <p>3 特別利益は、貸倒引当金取崩額3,306百万円、償却債権取立益509百万円であります。</p> <p>4 特別損失は、動産不動産処分損であります。</p>	<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>建物・動産 2,600百万円 その他 1,302百万円</p> <p>2 その他経常費用には、貸出金償却6,260百万円、貸倒引当金繰入額1,648百万円、株式等償却7,692百万円を含んでおります。</p> <p>3 特別利益は、厚生年金基金代行部分返上益3,162百万円、償却債権取立益1,272百万円であります。</p> <p>4 特別損失は、動産不動産処分損であります。</p>

## (有価証券関係)

## 子会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末(平成14年 9月30日現在)、当中間会計期間末(平成15年 9月30日現在)、前事業年度末(平成15年 3月31日現在)とも、該当ありません。

## (発行済株式総数、資本金等の増減)

当中間会計期間中における発行済株式数の増加の内容は以下のとおりであります。

新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された転換社債の転換)による増加

発行株式数	18,460 千株
発行価格	443 円
資本組入額	4,088,988 千円